

情報通信エンジニアリング部門規程

(2025年2月17日 理事会制定)

(2026年4月6日 改正)

(2026年5月20日 改正)

第1章 総則

第1条 一般社団法人電子情報通信学会（以下、本会）定款第43条に掲げる部門のうち、情報通信エンジニアリング部門（以下、本部門）の構成及び運営については、本会定款並びに規則に定めるものの外、この規程による。

第2章 目的及び事業

第2条 本部門は、通信インフラを総合的に運営するため、産業界とアカデミアが連携し、組織や分野を超えた横断的な研究活動を通じて、社会基盤・システムの発展および社会課題の解決に寄与することを目的とする。

第3条 本部門は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- イ) 機関誌の発行
- ロ) 講演会、講習会等
- ハ) 教育（能力開発、資格、生涯教育等）
- ニ) 選奨
- ホ) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 部門委員等

第4条 本部門には、次の部門委員をおく。

- イ) 部門長 1名
 - ロ) 副部門長 1名
 - ハ) 部門幹事 若干名
 - ニ) 部門委員 若干名
2. 部門長の選定は、役員選挙規程及び役員候補者の推薦に関する覚書により行う。
 3. 部門委員は前任副会長（学会運営・組織強化担当）、前任総務理事、前任企画理事の他、次の何れかに該当する者から部門長が指名する。
 - イ) 通信キャリアに所属する者
 - ロ) 通信建設会社に所属する者
 - ハ) 通信機器ベンダに所属する者

ニ) その他、委員長の推薦した者

4. 部門長は、副部門長及び部門幹事を部門委員の互選により選出し指名する。

第5条 部門長は、本部門の会務を総理し代表する。

2. 部門長に事故あるときは、副部門長がその職務を代行する。

3. 副部門長及び部門幹事は、本部門の会務に関して部門長を補佐する。

4. 部門委員は、部門長が指定した任務を遂行する。また、参加する他の委員会等とのリエゾンをはかる。

第6条 部門長の任期は本会規則第18条に定める通りとし、副部門長の任期は1年とする。また幹事、委員の任期は2年とする。いずれも重任を妨げない。

第4章 会議等

第7条 本部門には、部門に関する意思決定を行う部門会議をおく。

2. 部門長は、部門会議を代表し統括する。また、部門長は、部門会議の決議を理事会に報告または提案する。

3. 部門長は、部門会議の決議を経て必要な協議会をおくことができる。

4. 部門会議は、本部門の運営に係わる次の各号の決議を行うことができる。

イ) 事業計画及び収支予算

ロ) 事業報告及び決算書

ハ) 部門の活動及び広報等の運営方針

ニ) その他部門運営に必要な事項

5. 部門会議における決議は次の各号に掲げる方法により行う。

イ) 部門会議の議長は部門長がこれにあたる。部門長に事故があるときは、副部門長がこれにあたる。部門幹事は、部門会議の運営を補佐する。

ロ) 部門会議は、1事業年度に4回以上開催するほか、議長の判断により開催することができる。

ハ) 部門会議の決議は、部門委員総数の過半数が出席し、出席した部門委員の過半数をもって行う。

ニ) 議長は、部門会議における決議の方法を指定することができる。但し、部門委員から特定の方法による決議を行う動議があるときは、挙手により決定する。部門会議の決議において全ての部門委員が1票の投票権を持つ。

第5章 学会全体としての活動と本部門の関係

第8条 本部門は、学会全体の活動を維持するための財務的負担を負う。この分担に

については、理事会にて決定する。

2. 学会の事務局職員稼働、財産等を利用した活動において、本部門活動に関する費用は、本部門が負担するものとする。
3. 本部門は、理事会の求めに応じ、理事会の下に設置された委員会等に人材を派遣するものとし、当該委員会活動を通じた学会運営に関わることができる。

第6章 事業計画、予算及び決算

第9条 本部門の次年度事業計画及び予算編成の方針は 12 月の理事会に提出し承認を得るものとする。

2. 本部門の次年度の事業計画案及び収支予算案は、毎年 2 月の理事会で承認されることを要する。
3. 本部門の当該年度の事業報告及び決算書類は、定時社員総会前の理事会に提出する。
ことを要する。
4. 本部門の監査は、監事がこれを行う。

第7章 補則

第10条 本規程の改正については、理事会の決議を経ることを要する。

附則

1. 2025 年 2月17日の制定は 2025 年 6月5 日に開催予定の定時社員総会における定款変更の承認を停止条件とし、同定時社員総会の終結後、施行する。

附則（2026 年 4 月 6 日改正）

1. 本改正は 2026 年 6 月 4 日より施行する。

附則（2026 年 5 月 20 日改正）

- 本改正は、2026 年 6 月 4 日より施行する。